

平安朝初期の女裝及其社會的背景 (上)

櫻井秀

平安初期の女裝を考へんにはそれに先だち少しく當時の世相に就て知るの要あるべし。よりにて延暦奠都以降藤氏攝關の先例を見るに至るまでの間と藤氏攝關の慣例成立後のそれとに分ちて、その大勢を説かんとす。

第一期に於ける本邦文化の構成は主として三要素より成る。¹⁾ 即ち(1)内國式(2)韓半島及江南式(3)隋唐式即ちこれなり。而して更に右の三式を次の如く區別するを得べし。

- (1) 古典的——國風及唐式以外の文化
- (2) 現實的——唐式文化

かくの如く相異せる文化の潮流は各種の地點に於て交綜合流し、或は中間様式の發生を見しこともあるべく、各自にその勢力の消長ありしものゝ如し。然れどもその中心を形成せるものゝ第三の様式なりしは殆ど否定すべからざる事實なりとす。かくの如き文化の形勢は當代の服飾界を考ふる上に於ても觀過

し難き條件にして、斯界も亦三式併行の状態を出でざりしものに似たり。

かくて第二期に入るや、第二式は衰退の極に達せんとし、第一或は第三式に吸収包括せらるゝこととなりぬ。さりながら殘存せし兩式は依然その對立を繼續し、第三式が公的中心のそれなりし點も、未だ變動を見ざるが如し。たゞ實際的強迫に基ける國風勢力の擴充は漸次その度を増加することゝなれり。右にいふところは、即ち予が平安初期の女裝について知り得たる傾向の大概なりとす。

〔註〕(一)右の他に、印度式もいふべき要素の存在はこれを認む。然し乍ら、そは主として精神文化の方面に限られ、服飾の如き現象には著しき直接の影響なかりしならむ。(但し佛教關係の風俗を除く)また、第二、第三式を通じて内地に入り來れる南アジアの風習多からむも、それは姑らく右の兩式に含ませたり。

二

中古の世態にては文化的典型の源泉が、宮廷を包括する上級社會なりしこと言を俟たず。されば試みに宮廷文化の中心なるべき列聖の御性行を見むに、史は傳へていはく

精神聰敏、玄鑒宏達、博綜經書、工於文藻。平城帝(日本後紀十四卷首)

天皇識度沈敏、智謀潛通、躬親萬機、剋己勵精、省徹煩費、棄絕珍奇、法令嚴正、○中略然性多猜忌居上不

寬、(類聚國史二十五、帝王五、太上天皇、平城崩御條)

平城帝の文化に對する御態度については、天武帝に類するものありしとする所説なしとせず。然れども當時に近き代に於ける史家の批評を通じて考ふるときは、その御代に於て國風主義とも見らるゝ制度の存するは、むしろ勤儉政策の流露に過ぎざるを察せしむ。¹⁾

淑哲聰明苞綜衆藝、最耽經史誦不倦能練漢音辨其清濁○中、百家莫通覽兼愛文藻善書法○中、並工弓射○中

至鼓琴吹管○中、留意醫術○仁、明帝（續日本後紀二十、嘉祥三年三月癸卯條）

垂心政事、性甚明察、能知人奸、專思天下昇平之化○中、憲法頗峻○中、屢聞補替遷除之事、吏人還懷廢罷解散

之憂○文、德帝（文德實錄十、天安二年八月甲子條）

當時の史筆にして大綱を誤らずとすれば、諸帝がみな大陸文化に對して、深き素養を有せられしこと疑ひなからむ。從て宮闈の風尚も亦これを察するに難からずと謂ふべし。特に弘仁の世はその著しきものありし如く、承和の朝に及んで、少しく古典的氣運の興隆を見むとせしもの如し。續日本後紀卷一天長十年四月條にいはく、

戊午朔、天皇御紫宸殿、賜侍臣酒、音樂之次○中、百濟王勝義奏百濟國風俗舞、

戊寅、左衛門左兵衛二府奉獻吳樂、賜群臣祿有差、

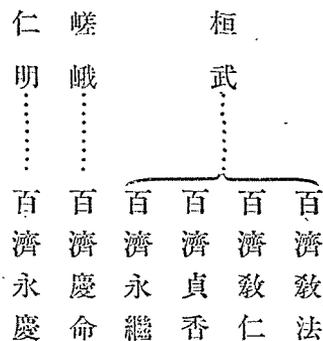
壬午、出雲國司卒國造出雲豐持等奏神壽○中、天皇御大極殿受其神壽、

これ等の事例は前文に見えしところの多方面なる御性格を證するのみならず、自然その御趣好が必ずし

も唐式にのみ偏せざりしを告ぐるものと謂ふべし。また嘉祥二年三月南都の僧徒が寶算を賀して古調の長歌を献れることも、觀過すべからざる史實なりとす。(續日本後記卷十九、三月庚辰條)

右は主として主上の御性行趣味等の方面よりして宮廷風俗の傾向を考へんとせしものに過ぎず。よりて更に後宮后妃の方面よりその状態を想像せん。

延暦以降の宮闈に於ける后妃の氏族的關係を概見するに左の如き結果を得たり。²⁾



これ等の人々の宮闈に於ける勢力は一々考ふべからずといへども、延暦の朝には別に母后高野新笠ありて百濟氏の裔と傳へらる。

右の表記に徴しても知らるゝ如く、幾分なりとも韓半島文化の遺風を傳へし人々の宮廷に列せしことは最も留意すべきものならむ。想ふに、唐樂に對し百濟の風俗舞も吳樂も行はれし如く、唐装と共に朝

鮮式服装等の或物も保存せられしと考ふるを得べし。

〔註〕(一)日本後紀(卷十七)大同三年十一月戊子條に、「勅、如聞大嘗會之雜樂伎人等專乖朝憲、以唐物爲飾(中略)重加禁斷不得許容」¹⁾といへり。たゞ本文のみ見るときは大嘗の國風に外來文物の侵入するを忌み給へるものとも考へらる。然れども、本書十月丁丑條に散齋三月の制を改めて一月とするの令あるを知らば、その決して尙古主義に出づることなきを知るべし。

(2)大日本史卷七十六一七、后妃傳

三

時人の教養及其の趣味性について考ふるに、これ將た著しく大陸文化の影響を受けたりしことを知らる。

大同元年六月の令によれば、皇族及五位已上の子孫なるものは十歳にして入學せざるべからず。¹⁾俊才の兒童に至ては七歳にして遊學するものさへありき。²⁾加ふるに家庭に於ける外國文學の勢力は頗る大なりし如くなれば、相俟て子弟の性情が感化せられしこと明かならむ。

かくの如き傾向は女流に於ても著しく、³⁾十三歳の皇子にして詩を傳ふるものある半面には、⁴⁾十七歳の少女にもその例を存するあり。⁵⁾かゝる世態なりしかば、飲食住居の風にもその影響を證するもの少な

らず。弘仁四年九月清涼殿の御宴にはその器物みな漢風を用ゐられ、⁶⁾ ついで諸宮殿などにもみな新装を施されしなりき。⁷⁾ 來朝外人との接觸多かりし時代としては自然の數なるべしとはいへ、此種の現象の著しく多きは邦人が個性を重視すること少なきにも困するを覺ゆ。

右にいへるは主として貴族階級の狀態なれども、庶人も亦汎ねく外來文物の刺戟を受け居たりしこと疑ひあらず。そは當時彼等の好奇心を驅て大陸の物資に赴かしむる機會乏しからざりしが故なり。續日本後記卷八承和六年十月癸酉條に、

是日建禮門前張立三幄、置雜唐物、内藏寮官人及内侍等交易、名曰宮市、

これ遣唐大使藤原常嗣等の歸朝に際し彼土より得來りし品の一部なるべし。本文にてはたゞ特殊の境遇にある人々のみ外物を撰擇せしやうに見ゆれど、庶人も參觀の自由或は間接に讓與を求むるが如きことありしならん。明に庶人の交易を許せし實例もまたなきにあらず。三代實錄卷二十一貞觀十四年五月條に左の如きこと見えたり。

(イ) 廿日巳丑、内藏寮與渤海客廻易貨物、

(ロ) 廿一日庚寅、聽京師人與渤海海客交關、

(ハ) 廿二日辛卯、聽諸市人與客徒私相市易、

これを以て見れば「宮市」及その開放的なるもの^{○名稱を知らずさいへが内國の商工業者流を刺戟し或は外}
^{とも貞觀のそれの如き}

品の模造または彼に暗示を得て創作せるところの諸品等を家庭に供給せしむるの效果ありしを疑はず。既に然りとすれば、服飾界に於ても均しくその影響少なからざりしことを認むるに憚らざるなり。

〔註〕

(1) 日本後紀(卷十四)大同元年六月壬寅條に、「又勅諸王及五位已上子孫十歲以上皆入大學分業教習」云々といへり。本令は弘仁三年五月に及び改正せられ、強制就學の弊を矯むるこゝとなりぬ。(同書卷二十一、五月戊寅條)

(2) 文德實錄九天安元年十一月戊戌條に、藤原衝の傳を叙して、「七歲遊學、十八奉文章生試及科」の句見えたり。

(3) 經國集の一書によるも、明にこの事實を徴し得べし。

(4) 源明十三歳の詩は經國集(卷十三)に見ゆ。本書には源弘、源常十六歳の詩をも收む(卷十)

(5) 有智子内親王十七歳の詩は續日本後紀(卷十七)承和十四年十月戊午條に載す。

(6) 日本紀略、弘仁四年九月癸酉條。

(7) 續日本後紀(卷十二)承和九年十月丁丑條、菅原清公の傳に、弘仁九年のこゝを述べて「五位已上位記、從漢様、諸宮殿院堂門閣皆著新額」云々といへり。

四

初世の第二期(即ち貞觀以降寛平に至る)に於ける宮廷の氣運は漸次國風の發達を助長する方面に動き

つゝありき。前期の仁明帝について後世の評家或は、

尤好奢靡○中略朝製夕改日變月悛、後房内寢之飾、飯宴訶樂之儲、麗美煥爛、冠絶古今○本朝文粹卷二所收清行封事

かくの如き直言を加ふるものありといへども、これ等の事實を生める半面は寧ろ御趣好の多方面なりしことに存して、單に奢侈を好ませられしものとすべきにあらず。さり乍ら、その結果が朝家の財政の毒せりといふは、恐らく事實ならむ。かくて清和光孝宇多の諸帝はみな儉素を主とし給へるが如し。三代實録は清和帝の御資性を述べていはく、

天皇風儀甚美、端嚴如神、性寬明仁恕溫和慈順(中略)好讀書傳潛思釋教(中略)忠仁公薨、天皇躬親政事、卒由恭儉○卷卅八元慶四年十二月四日條

次で光孝宇多兩帝もその登極以前の御經歷が自然に華を排し實に就かんとする聖慮を深からしめしならむ。¹⁾當時王族以下の經濟生活は漸く裕かなるを得ざりしこと史によりてこれを徴すべし。貞觀六年十一月勅して人康親王家の負債を免し給へるなど王族の財政を察せしむるものあり。

而して、かかる事實は更に普ねく廷臣の多數に及ぶ。承和七年六月の儉約令に、「四位五位秩祿惟薄」²⁾としてその實施期を延引せしなどは、その適證とならむ。されば天安二年五月藤原宗成從五位上卒するや、「家貧窮困、日夕不給」といへり。⁴⁾

かくの如き上下の經濟的不安は自然にその奢侈を制限すべく、また外來文物に代ふるに國産の物を以

てする傾あらしめしこと明かなり。故に第二期以來の服飾界に現はれそめし外風脱却の氣運は、眞の意味に於ける文化的自覺のためとのみ斷すべからず。むしろ經濟的事情を背景とする實際化のためなりと見るを當れりとすべし。

右に述べ來れるところは、平安初期に於ける服飾推移を解するに際し、豫知すべき諸事情の一斑に過ぎず。當期服飾の状態については次にこれを説かむとす。

〔註〕

(1) 世繼物語に次の如き一節あり。光孝帝の皇后班子の御逸事を叙して「きさきにならせ給ても御帳のめぐりを日に一度ものかはんごみそかにいひてめぐりありかせ給(中略)それは小松の官より、いちに出て物をうり、かはせて、かくせねは心のうちのむつかしきまで、しつれば心地のよくならせ給けるご申傳へたり。」

かくの如き事實を傳ふ。本書は續類從九百五十一に收め、往々確實ならざる記載あり。されど江談抄(卷三雜事) 大納言道明到市買物事の例を考ふるまきは皇族にもかかることありしならむ。

(2) 三代實錄(九)貞觀六年十一月七日條に、「詔免除無品人康親王家、借絹百三十疋、綿三百屯、調布四百端、

錢三千三百貫文」云々といへり。皇族生活の經濟的破綻は更に古くその實ありしこと勿論にして、文德實

錄(六)齊衡元年三月甲辰條無品宗子内親王の傳にも見えたり。いづれも無品親王の例ながら、此種の傾向がただそれ等の諸家にのみ限られしと思はれず。

(3) 續日本後紀(九)承和七年六月壬申條

(4) 文德實錄(十)天安二年五月丁亥條